

奈良県告示第三百七十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十六年年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年一月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行う者の名称

五條市

二 調査地域

五條市釜窪町、中町、犬飼町、上野町、相谷町、西吉野町西野及び西吉野町阪巻の  
各一部の地域

三 調査期間

平成二十七年一月六日から同年三月三十一日まで